



(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(年分) 氏 名

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名				①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④ 合 計 等
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額)	①				円
		各共有者の共有持分	②	—	—	—	
		各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(①×②)	③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額	④				円
		各共有者の共有持分	⑤	—	—	—	
		各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤)	⑥	円	円	円	
	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(③+⑥)		⑦				
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額		⑧				(A+B+C) 円
	借入金	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨				(A+B+C)
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩				
		連帯債務による当初借入金額	⑪				円
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫				

- ※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の㉗(増改築等の場合は3の㉗)及び2の㉘の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は調書方式に対応した金融機関等に対して適用申請書を提出している方が、国税当局から提供を受けた住宅借入金等の年末残高情報(以下「証明書等」といいます。)に記載又は記録されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書等の交付等を受けている場合には、全ての証明書等に基づいて書きます。)
- ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
- 取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - 取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧-⑨)	⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬÷⑪) ※小数点以下第2位まで書きます。	⑭	%	%	%	
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑫×⑭)	⑮	円	円	円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩+⑮)	⑯				

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書等に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署のお尋ねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。